★ｐ2

人権って、なに？

　あなたは人権と聞いて、どのようなことを思いうかべますか？

　人権と聞くと、何かむずかしく考えてしまいませんか？

　人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利です。

　そして、わたしたち一人ひとりにとってかけがえのない大切なものであり、人が生きていくうえで無縁でいられないものでもあります。

　わたしたちは、「自分の個性や能力を生かして働きたい」「健康で文化的な生活がしたい」など、幸せに暮らせるようさまざまな願いを持っています。そして、この願いがかなうよう日々努力しています。

　しかし、わたしたちのまわりには、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、多様な性などにかかわる問題やインターネット上の人権侵害など、さまざまな人権問題があります。

　わたしたちは、誰もが平等で幸せに生活できるように、お互いを尊重し、力をあわせて思いやりのこころを大切にする社会を築くことで、はじめて一人ひとりが豊かに生きることができるのです。

　この冊子では、人権をさまざまな角度から見つめ、個別の人権問題をわかりやすく解説しています。

　人権についての行政の取組などの情報に触れていただくことで、人権を自分自身にかかわる身近な問題として、気づき、考え、行動していただきたいと思います。

人権インフォメーション

〇令和５（2023）年10月に「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を改正しました。

　この条例は、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざしています。

　条例改正では、インターネット上の不当な差別的言動による権利を侵害する情報について、府がプロバイダ事業者等への削除要請等や不当な差別的言動の行為者に対して説示又は助言を行うに当たって、その実施根拠を明確にするための規定等を追加しました。

　29ページ「インターネット上の人権侵害のこと」をぜひご一読ください。

※詳しくは　大阪府　インターネット　条例

○令和５（2023）年６月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する

国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

　この法律は、全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進します。

　31ページ「性的マイノリティの人権のこと」をぜひご一読ください。

※詳しくは　性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進